

# くすやま美紀(樟山みき)活動報告



2020. 4. 30

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話 080-5531-8236

区議会控室 3312-2111(内)2319 FAX 3312-2610

## 新型 コロナ対策

## 1人10万円の給付金(特別定額給付金) 杉並区は5月中旬から受付開始

### 区議会で補正予算審議 対応方針も示される

4月30日、第2回区議会臨時会が開催され、国が全国民対象に一人10万円を支給する「特別定額給付金(仮称)」や、子育て世帯への臨時特別給付金支給に要する経費を盛り込んだ補正予算(第2号)が提案されました。特別定額給付金についての対応方針も示され、5月中旬から受付開始、18日から順次口座振り込み実施となることが明らかになりました。(下表参照)

2つの給付金事業に要する経費は全額国庫負担ですが、実施主体が区市町村となるため、各自自治体が補正予算を編成し、議会に提案されたものです。

今回の補正予算には、このほか、区独自の事業として、本庁舎やゆうゆう館など、区立施設のトイレ手洗い自動水洗化に要する経費約1570万円も計上されました。

### DV避難者等が確実に受け 取れるよう求める

党区議団は、DV被害者等が確実に給付金を受け取れるよう適切に対応すること、在留資格が取れない外国人(難民)等への支援の徹底など、迅速な受け取りができるよう求め、補正予算に賛成。本会議では、中核派議員が反対しましたが、賛成多数で可決されました。

## 杉並区での実施概要 (区の資料より抜粋)

- 対象者 基準日(本年4月27日)現在、住民基本台帳に記録されている人
- 給付額 1人につき10万円
- 申請・給付方法 申請は、「オンライン申請方式」(マイナンバーカード所持者が利用可能)及び「郵送申請方式」が基本。給付は、原則として、申請者の本人名義銀行口座へ振り込み
- 杉並区の主なスケジュール(4月27日現在の想定)
  - 4月28日 ・基準日現在の住民基本台帳データ抽出
  - 5月 1日～ 8日 ・DV避難者に関する東京都及び区市町村の連絡調整・確定
  - 9日～12日 ・世帯毎の給付対象者のデータ調整・確定
  - 13日 ・「オンライン申請方式」の受付開始(口座振り込みは5月18日以降、順次実施)
  - 13日～15日 ・「郵送申請方式」の申請書類出力・各世帯主への発送準備
  - 18日～ ・「郵送申請方式」の申請書類を各世帯主へ発送  
※発送終了日の翌日から「郵送申請方式」の受付開始(口座振込は、5月25日以降、1週間単位の受付分について順次実施)
  - 8月下旬 ・申請締め切り
  - 9月下旬 ・給付完了
- 予算規模
 

歳入	591億1400万円(全額国庫補助金)
歳出	591億1400万円
	・給付金 585億円(58万5千人×10万円)
	・事務費 6億1400万円(コールセンター委託費ほか)

# 新型コロナウイルス対策・各種支援策と相談窓口

どんな時？	概要	主な支援内容	相談窓口	ホームページ
<b>●個人・世帯向け</b>				
<b>収入が減少した</b>	<b>【緊急小口・総合支援資金】</b> 最大20万円の一括貸付と月々20万円以内×3カ月間貸付の2種類があり、原則無利子で利用可能。 ※1年後の返済時に住民税非課税世帯は返済免除。	① 緊急小口資金（特例） ・貸付額20万円以内（一括交付） ② 総合支援資金（特例） ・貸付額 単身世帯：月額15万円以内 二人以上：月額20万円以内 ・貸付期間：原則3カ月以内 ※それぞれ返済期限有り	杉並区社会福祉協議会 TEL03-5347-3134 9:00～17:00(土日祝休み)	
<b>家賃が払えない</b>	<b>【住居確保給付金】</b> 休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない方に家賃（上限有り）を給付。	・給付額 2人世帯：6万4000円上限 単身世帯：5万3700円上限 ・原則3か月間（最大9か月間） ※収入、預貯金の基準有り	杉並区くらしのサポートステーション TEL03-3391-1751 8:30～17:00(土日祝年末休み)	
<b>子どもの学費が払えない</b>	<b>【修学支援新制度】</b> 家計が急変し今後の所得減少が予想される場合、授業料・入学金を免除、給付。 <b>【対象】</b> 高等教育の学生（大学・短期大学・高等専門学校（4、5年）・専門学校）、および入学予定の高校3年生。	① 授業料・入学金の免除または減額 <b>【減免例】</b> 入学金 授業料 国公立大学 28万円 54万円 私立大学 26万円 70万円 ② 給付型奨学金の支給 <b>【給付例】</b> 自宅生 自宅外 国公立大学 29,200円 66,700円 私立大学 38,300円 75,800円 ※短大、高専、専門学校は金額が異なります	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL0570-666-301 9:00～20:00(土日祝年末休み)	
<b>感染などで仕事ができない</b>	<b>【国民健康保険・傷病手当】</b> 感染やその疑いで仕事ができなかった場合、傷病手当が支給される。	・期間：仕事が出来なくなってから3日後から休業した期間。 ・金額：直近3カ月間の日平均収入×3分の2×日数。 ※給与等一部を受けとれている場合等は、支給額の調整など有り。	杉並区 国保年金課国保給付係 TEL03-5307-0328	
<b>●事業者向け</b>				
<b>事業の売上げが減少した</b>	<b>【持続化給付金】</b> 売上が前年同月比で50%以上減少した、中小企業、フリーランスを含む個人事業者に支給される。	・売上が前年同月比で50%以上減少していること（詳細は4月末に発表） <b>【支給額】</b> 法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円	中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL0570-783183 9:00～17:00(土日祝休み)	
<b>事業の売上げが減少した</b>	<b>【新型コロナウイルス感染症対策特例資金】</b> 売上げが減少した区内中小業者向けの貸付制度。3年間は無利子、それ以降は利子の一部を区が負担。	・限度額：700万円 ・3年間は利息負担ゼロ <b>【主な条件】</b> ・杉並区内で1年以上営んでいる方 ・住民税及び事業税の滞納の無い方 ・信用保証協会の保証対象業種の方 ・個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方	産業振興センター就労・経営支援係（商工相談担当） TEL03-5347-9182 8:30～17:00(土日祝休み)	
<b>労働者の雇用維持が難しい</b>	<b>【雇用調整助成金】</b> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、労働者の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金の一部が事業者へ助成される。	・休業を実施した場合に支払った休業手当の一部を助成 中小企業：5分の4、大企業3分の2（解雇等を行わない場合は中小企業：10分の9、大企業4分の3） ・1日8,330円が上限。	ハローワーク助成金事務センター 雇用調整助成金担当 TEL03-5337-7418 ハローワーク新宿 TEL03-3200-8609 (32#)	

※紙面の都合上、多くの支援制度から抜粋して紹介しています。他にも利用できる制度があります。それぞれの詳細は、ホームページ・電話相談窓口で確認してください。また、内容については変更となる場合があります。